

就学援助費（新入学児童生徒学用品費）の入学前支給のお知らせ

佐野市では、経済的理由により小・中学校及び義務教育学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の援助をすることにより、児童生徒が安心して通学できるように支援する制度を設けています。

新入学児童生徒学用品費に限り入学前支給を実施しますので、希望される方は手続きをお願いします。

1. 援助を受けることができる方

- ①佐野市内に住所があり、市内の小・中学校及び義務教育学校に入学予定の児童生徒の保護者
- ②経済的に困りの世帯で次の要件にあてはまる方（準要保護者）

- ・同一世帯（同居している方）全員の合計所得が基準額以下の方
- ・災害、失業等の事情により、援助が必要であると認められる世帯 など

認定基準額の目安

※金額はあくまで目安として参考にしてください。

世帯人数	2人	3人		4人
世帯構成	大人1 小学生1	大人1 小学生1 中学生1	大人2 小学生1	大人2 小学生1 中学生1
世帯の総所得金額	約216万円	約288万円	約266万円	約319万円

2. 支給額（予定）

入学予定者1人につき ＜小学校・義務教育学校 前期課程＞57,060円
＜中学校・義務教育学校 後期課程＞63,000円

3. 申請期間、支給時期等

申請期間・・・令和6年10月28日（月）～12月6日（金）
ただし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。

受付時間・・・8時30分～17時

申請場所・・・佐野市教育委員会学校教育課（佐野市役所3階西側 ☎20-3107）

支給方法・・・令和7年3月上旬頃、指定の口座に振り込みます。

4. 申請に必要なもの

印鑑（シャチハタ以外）、保護者（申請者）名義の預金通帳、一緒に住んでいる方「全員」の令和5年中の所得がわかる書類（令和5年分源泉徴収票、令和6年度所得課税証明書、申告書の控え※申告がないと、出ない場合があります。）など。

※所得がなかった方も、所得課税証明書などの提出が必要です。（学生で収入がない方は省略可能です）

※所得が分かる書類はご提出いただいた後、返却いたしませんので、必要な場合は事前にコピーしておくことをおすすめします。

※一緒に住んでいる方全員とは、住民登録上の世帯の別にかかわらず同居している方全員を指します。

※申請に必要なものが整っていない場合は申請を受け付けられませんので、ご確認のうえ申請してください。

5. 結果の通知

審査の結果、認定・否認定の通知は、直接郵送します。なお、認定された場合は、就学予定の学校へも通知しますので、ご了承ください。

6. Q&A

Q	申請すれば、必ず支給されますか。
A	申請時に同居している方全員の2023年中の所得で審査しますので、「否認定」となる場合もあります。また世帯内に所得が把握できない方がいる場合や申請書に虚偽の記載をした場合などは、否認定や認定取り消しになることがあります。
Q	源泉徴収票が見つかりません。
A	会社等で再発行してください。給与明細書や年金振込通知書では受け付けられません。また、市役所2階市民税課等で発行する令和6年度所得課税証明書でも申請できます。
Q	所得課税証明書はどのように申請すればよいですか。
A	市役所2階市民税課、田沼行政センター、葛生行政センター及び各支所で発行します。このお知らせを持参し、就学援助の申請で令和6年度所得課税証明書が必要であることを必ず申し出てください。 <u>配偶者や親子など家族であっても、本人以外の証明書を申請する場合は委任状が必要となります。</u> ※マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニ等でも取得できます。
Q	令和7年3月末日以前に他市町村に転出する予定がありますが、申請はできますか。
A	転出する予定のある方は、申請できません。また支給を受けた方で市内小・中学校及び義務教育学校に入学しなかった場合は、その全額を返還していただきます。
Q	入学以降も、学校給食費・修学旅行費・医療費等の就学援助制度を希望していますが、どうすればよいですか。
A	入学前支給新入学児童生徒学用品費とは、認定基準とする年間所得の年が異なりますので、別に申請が必要となります。
Q	書類が間に合わず、期日までに申請できませんでした。どうすればよいですか。
A	令和7年度就学援助制度の申請をすることができます。期日までに添付書類を添えて提出してください。
Q	3月に「否認定」の通知が来ました。どうすればよいですか。
A	審査の結果「否認定」となった場合でも、令和7年度就学援助制度の申請をすることができます。期日までに学校へ申請した方で、4月から準要保護の認定を受けた場合は、同様の金額を4月または5月に支給します。
Q	申請書はどこにおいてありますか。
A	佐野市役所3階学校教育課です。また田沼行政センターや葛生行政センターにもおいてあります。ただし、受付は佐野市役所3階学校教育課のみとなります。

問合せ・申請先

〒327-8501 佐野市高砂町1番地
佐野市教育委員会 学校教育課
TEL0283-20-3107 Fax0283-20-3032